

この度の熱海市における大雨の被害で亡くなられた方々には心から御冥福をお祈りするとともに、被災された方々には、お見舞いを申し上げます。

静岡地方法務局では、被災された皆様からの不動産登記、会社・法人登記、戸籍、成年後見、供託及び人権などに関するお問合せや御相談につきまして、次の窓口においてお受けしていますので、御案内させていただきます。

1 代表窓口：静岡地方法務局総務課

電話番号：054-254-3555（音声案内「5」）

時 間：平日、午前8時30分から午後5時15分まで

2 不動産登記や会社・法人登記に関する一般的な御質問を参考に掲示させていただきます。

(1) 土地・建物の登記でお困りの皆様へ

○ 土地や建物の「権利証」をなくしたけれど、どうすればいい？

被災により権利証（登記済証・登記識別情報通知証）（注1）を紛失された場合もあると考えられます。しかし、この権利証の紛失によって不動産（土地・建物）の所有権等の権利を失うことはありません。

権利証は、登記の申請をする際に、本人確認資料として登記所に提出していただくものですが、登記をするには、権利証のほかに、所有者の印鑑証明書等の本人確認資料も必要となりますので、権利証を紛失しただけで、直ちに所有権の移転の登記や抵当権の設定の登記が不正にされるなどして、登記記録上の権利関係が変わることはありません。

また、権利証を紛失したからといって不動産の売却等の処分をすることができなくなるわけでもありません。

なお、紛失した権利証を再発行することはできませんが、不正な登記がされることを予防する方法として、不正登記防止申出制度（注2）がありますので、詳しくは、最寄りの登記所に御相談ください。

※注1 権利証（登記済証）とは、登記が完了した際に登記所から登記権利者（買主等）に交付されていた書面です（現在は、「登記識別情報」として12桁のアラビア数字その他の符号が通知されます。）。権利証は、例えば、登記記録上の登記名義人が登記義務者（売り主等）として所有権の移転の登記を申請する場合に、登記名義人本人からの申請であることを確認する資料として登記所に提供することとされています。

ます。

注2 不正登記防止申出制度は、不正な登記がされる差し迫った危険がある場合に、申出から3か月以内に不正な登記がされることを防止するための制度です。

この申出をすることにより、申出から3か月以内に登記が申請された場合は、申出をした方に、その登記が申請された旨が通知されますので、身に覚えのない登記がされることを防止することができます。

なお、不正登記防止申出の手続は、申出人（登記名義人等）本人が登記所に出頭することを原則としていますが、本人が登記所に出頭することができない止むを得ない事情があると認められる場合には、委任による代理人が登記所に出頭してすることもできます。

(2) 会社・法人の登記でお困りの皆様へ

○ 会社の代表者の印鑑や印鑑カードをなくしてしまったけれど、どうすればいい？

① 会社・法人の代表者の印鑑及び印鑑カードの両方を紛失した場合
改印届とともに、紛失した印鑑カードの廃止届及び新たな印鑑カードの交付申請が必要になります。この場合は、会社・法人の新しい印鑑と代表者個人の実印及び市町村長発行の印鑑証明書を静岡県内最寄りの登記所（清水出張所は除く。）に御持参の上、手続していただくこととなります。

② 会社・法人の代表者の印鑑を紛失した場合
改印届が必要になります。この場合は、会社・法人の新しい印鑑と代表者個人の実印及び市町村長発行の印鑑証明書を静岡県内最寄りの登記所（清水出張所は除く。）に御持参の上、手続していただくこととなります。

なお、お手持ちの印鑑カードは引き続き使用できます。

③ 印鑑カードのみを紛失した場合
印鑑カードの廃止届及び印鑑カード交付申請が必要となります。この場合は、会社・法人の代表者の印鑑を静岡県内最寄りの登記所（清水出張所は除く。）に御持参していただければ、印鑑カードの廃止及び再発行の手続をすることができます。